

8 川こ保 1 第 5 7 6 号

令和 8 年 7 月 1 3 日

各 民 間 保 育 所 施 設 長 様

川 崎 市 こ ど も 未 来 局

保育・幼児教育部保育第 1 課長

公定価格における調理員等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、公定価格における調理員等の取扱いについては令和 8 年度から拡充となり、実施上の留意事項については国から通知がされているところですが、本市における取扱いについて次のとおりとしますので、通知いたします。

1 調理員等の配置基準の変更について

定員 40 人以下の保育所の基本分単価においては、調理員 1 名（常勤職員）を配置しているところですが、1 名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員 21 人から 40 人までの定員規模の保育所に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入します。詳細については次のとおりです。

（1）必要調理員数について

定員 21 人以上 40 人以下の保育所については、必要調理員数が 1 名から 2 名に増加し、うち 1 名は従前どおり常勤職員、もう 1 名は週 5 日、1 日当たり 4 時間程度（月の勤務時間が 80 時間以上）の勤務を行う非常勤職員の配置が必要となります。

なお、定員 20 人以下の保育所の必要調理員数は、従前どおり常勤職員 1 名となります。

（2）変更の適用時期について

定員 21 人以上 40 人以下の保育所における必要調理員数の変更については、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱の改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日からの適用となります。

（3）請求ソフトへの反映について

請求ソフトへの反映については、システム改修の時期が現在未定のため決まり次第改めてお知らせいたします。

なお、必要調理員数の変更に伴い、栄養管理加算について遡及して修正となる（運営費に増減が生じる）可能性がありますので、予めご承知おきください。

2 本市における栄養士の配置等の形態の別の取扱い及び栄養管理加算の取扱いについて

定員	国の公定価格の基本分単価及び市加算運営費の調理員雇用費上必要となる調理員（栄養士）数※と条件 ※ <u>国</u> 、 <u>国</u> 及び <u>市</u> の各マークは括弧内の任用により各 1 人工の配置を表すものとします。	本市における栄養士の配置等の形態の別の取扱い
20 人以下	<u>国</u> （常勤又は常勤並み※） ※ただし、常勤並みとは 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する場合とします（以下同じ）。	<u>配置</u> ※1 に当たる場合は、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれない栄養士が月 60 時間以上独立配置されている場合とします。
21 人～40 人	<u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （非常勤月 80 時間以上）	<u>兼務</u> ※2 に当たる場合は、配置に当たらない場合で、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれる栄養士が 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上配置されている場合とします。なお、定員 21 人以上 40 人以下の場合については月 80 時間以上、定員 151 人以上の場合については、月 60 時間以上勤務する栄養士が含まれる場合とします。
41 人～60 人	<u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （常勤、常勤並み又は常勤換算※） ※ただし、常勤換算が認められる期間は特例的取扱いが延長となっている間とします（以下同じ）。	<u>嘱託</u> ※3 に当たる場合は、配置及び兼務に当たらない場合で、左記必要となる調理員（栄養士）数に含まれるかに関わらず、栄養士を毎月嘱託等により配置している場合とします。
61 人～150 人	<u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （常勤、常勤並み又は常勤換算※） <u>市</u> （常勤、常勤並み又は常勤換算※） ※ただし、常勤換算が認められるのは、いずれか 1 人に限るものとします。	なお、国の公定価格の基本分単価上必要となる調理員（栄養士）数と条件を満たさない場合には、上記いずれの形態にも当てはまらず加算対象外とします。
151 人～239 人	<u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （非常勤月 60 時間以上） <u>市</u> （常勤又は常勤並み） <u>市</u> （常勤又は常勤並み）	
240 人以上	<u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （常勤又は常勤並み） <u>国</u> （非常勤月 60 時間以上） <u>市</u> （常勤又は常勤並み） <u>市</u> （常勤又は常勤並み） <u>市</u> （常勤又は常勤並み）	

- ※ 1 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。
- ※ 2 公定価格の基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。
- ※ 3 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

3 その他

本通知の発出をもって「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 1 1 月 1 7 日付け 2 川こ保 1 第 7 1 3 号）は廃止となります。

（保育第 1 課 担当）

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 6 2